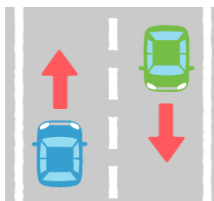




日本の交通ルールについて

日本の通行方法ルール

・左側通行



日本の道路では、車は左側通行です。

・歩行者優先



- ・信号機のない横断歩道では歩行者が優先です。
- ・車両用の信号が青でも、歩行者が道路を横断していれば歩行者が優先です。

・右折車は必ず待機



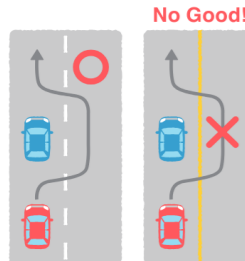
- ・交差点では、直進車や左折車が優先です。
- ・右折車は、歩行者の有無を確認した後、対向する直進車や左折車が通過してから進行してください。

・速度制限に注意



- ・日本の法定速度は「一般道は時速60キロ」「沖縄の高速道路は時速80キロ」です。ただし、標識によって速度制限が指定されている道路もあります。
- ・速度規制の標識がない場所でも法定速度以上の速度で走ることにはできません。
- ・なお、本年9月から生活道路における法定速度は時速30キロに引き下げられます。

・はみ出し禁止区間に注意



黄色い実線のセンターラインは「はみ出し禁止」を意味します。
この区間では、センターラインをはみ出して前車の追い越しをすることはできません。

信号機のルールについて

・赤信号は必ず停止



赤信号の場合、直進車はもちろんのこと、左折車も停止しなければなりません。

・青色の信号矢印に従う



赤信号でも、青色の矢印信号が指し示す方向へは進行することができます。

日本の道路標識の例

"一時停止"



- ・日本の一時停止標識は逆三角形の赤色の標識です。
- ・日本では一時停止は厳格に守られており、完全に停止しないと違反になります。

"徐行"



この標識がある場所を通行するときは、時速10キロ以下で徐行しなければなりません。

"駐車禁止"



- ・この標識がある場所で駐車をすると違反になります。
- ・標識に時間が指定されていない場合は、終日駐車禁止となります。

"駐停車禁止"



この標識がある場所で駐車・停車をすると違反になります。

"バス専用レーン"



- ・この標識はバス専用レーンを意味しています。
- ・標識の下に時間帯が指定されているので、指定された時間は路線バス等以外の自動車は通行できません。

